

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年一月二十二日

広島県知事 横田美香

### 広島県規則第一号

#### 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
	（農林水産事務所長への委任）  第十三条 （略） 一 六 （略） 七 （略） （略） 八 （二） 七十 （内） （略） （略） かき生産安定緊急対策事業補助金	（農林水産事務所長への委任）  第十三条 （略） 一 六 （略） 七 （略） （略） 八 （二） 七十 （内） （略） （略）
附 則	この規則は、公布の日から施行する。	